(iv) 投資又は投資管理（銀行、保険会社又は登録された証券会社が投資又は投資管理をその事業の通常の方法で行う場合を除く。）

(v) 無形資産の保有又は管理（当該無形資産の創出又は開発に伴うものを除く。）

(b) 一方の締約国の居住者が、他方の締約国内において当該居住者が行う事業の活動によって所得を取得する場合又は関連する者から他方の締約国内において生ずる所得を取得する場合には、当該居住者が当該一方の締約国内において行う当該所得に関連する事業の活動が、当該居住者又は当該関連する者が当該他方の締約国内において行う同一の又は補完的な事業の活動との関係において実質的なものであるときに限り、当該所得につき(a)に規定する要件を満たすものとする。この3の規定の適用上、事業の活動が実質的なものであるか否かは、全ての事実及び状況に基づいて判断される。

(c) この3の規定の適用上、一方の締約国の居住者に関して関連する者が行う事業の活動は、当該居住者が行うものとみなす。

4 一方の締約国の居住者は、適格者に該当しない場合であっても、次の(a)又は(b)の規定に該当するときは、第十条3、第十一条1又は第十二条1にそれぞれ定める所得に関して、これらの規定に基づいて与えられる特典を受ける権利を有する。

(a) 公認の年金基金の場合については、当該特典の申請が行われる課税年度の開始の時においてその受益者、構成員又は参加者の七十五パーセント以上が同等受益者である個人であること。

(b) その他の全ての場合については、当該特典が与えられる時及びその時を含む十二箇月の期間の総日数の半数以上の日において、同等受益者である者が当該居住者の株式の七十五パーセント以上を直接又は間接に所有すること。

5 (a) 一方の締約国の居住者である法人であって、当該法人及び当該法人が直接又は間接に所有する子会社によって構成される多国籍企業集団の本拠である法人として機能するものは、適格者に該当するか否かにかかわらず、他方の締約国内において取得する第十条3、第十一条1又は第十二条1にそれぞれ定める所得に関し、当該所得が(b)(ii)に規定する事業から生じ、又は当該事業に付随するものである場合には、これらの規定に基づいて与えられる特典を受ける権利を有する。

(b) 一方の締約国の居住者である法人は、次の(i)から(vi)までに規定する要件を満たす場合に限り、(a)の規定の適用上、多国籍企業集団の本拠である法人とする。

(i) 当該法人が、当該多国籍企業集団の全体の監督及び運営の実質的な部分を行うこと又は当該多国籍企業集団の資金供給を行うこと。

(ii) 当該多国籍企業集団が、四以上の国の居住者である法人によって構成され、かつ、それらの法人が四以上の国の国内において事業の活動に従事すること。ただし、当該四以上の国のうちいずれかの四の国の国内又は当該四以上の国の組合せのうちいずれかの四の組合せに含まれる国の国内において行われる事業が、いずれも当該多国籍企業集団の総所得の五パーセント以上を生み出す場合に限る。

(iii) 当該一方の締約国以外の一の国の国内において行われる当該多国籍企業集団の事業が、いずれも当該多国籍企業集団の総所得の五十パーセント未満しか生み出さないこと。

(iv) 当該法人の総所得のうち、他方の締約国内において取得するものの占める割合が五十パーセント以下であること。

(v) (i)に規定する機能を果たすために、当該法人が独立した裁量的な権限を有し、かつ、行使すること。

(vi) 当該法人が、当該一方の締約国において、所得に対する課税上の規則であって3に規定する者が従うものと同様のものに従うこと。

(c) (b)の規定の適用上、(b)(ii)から(iv)までに規定する要件は、所得が取得される課税期間の直前の四課税期間における総所得の平均がこれらの規定に規定する比率の要件を満たす場合には、当該所得が取得される課税期間について満たされるものとみなす。

6 一方の締約国の居住者が、適格者に該当せず、かつ、3から5までの規定に基づき特典を受ける権利を有する場合に該当しないときにおいても、当該居住者が、1から5までの規定に基づいて特典を与えない締約国の権限のある当局に対して、当該居住者の設立、取得若しくは維持又はその業務の遂行が、第十条3、第十一条1又は第十二条1にそれぞれ定める所得に関して、これらの規定に基づいて与えられる特典を受けることをその主たる目的の一つとしたものでないことについて十分に立証するときに限り、当該権限のある当局は、この条約の目的を考慮した上で、当該特典を与えることができる。一方の締約国の居住者からこの6の規定に基づく要請を受けた他方の締約国の権限のある当局は、当該要請を認め、又は拒否する前に、当該一方の締約国の権限のある当局と協議する。

7 この条の規定の適用上、

(a) 「主たる種類の株式」とは、合計して法人又は団体の議決権及び価値の過半数を占める一又は二以上の種類の株式をいう。

(b) 法人でない団体について、「株式」とは、株式と同等の持分をいう。

(c) 「公認の有価証券市場」とは、次の有価証券市場をいう。

(i) いずれかの締約国の法令に基づいて設立され、かつ、規制される有価証券市場

(ii) 両締約国の権限のある当局が合意するその他の有価証券市場

(d) 一方の者と他方の者とは、当該一方の者が当該他方の者の受益に関する持分の五十パーセント以上（法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント以上）を直接若しくは間接に所有する場合又は他の者がそれぞれの者の受益に関する持分の五十パーセント以上（法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント以上）を直接若しくは間接に所有する場合には、「関連する者」であるものとする。いかなる場合にも、一方の者と他方の者とは、全ての関連する事実及び状況に基づいて、当該一方の者が当該他方の者を支配している場合又は両者が一若しくは二以上の同一の者によって支配されている場合には、関連する者であるものとする。

(e) 「同等受益者」とは、一方の締約国の法令、この条約又は他の国際協定に基づいて所得について当該一方の締約国によって与えられる特典であって、第十条3、第十一条1又は第十二条1の規定に基づいて当該所得について与えられる特典と同等のものを受ける権利を有するであろう者をいう。法人が受け取る配当に関してある者が同等受益者であるか否かを決定するに当たり、その者は、法人であるものとみなし、かつ、当該配当について特典を申請する法人が保有する当該配当を支払う法人の議決権と同一の当該議決権を保有するものとみなす。